別表第１備考第二中「⑸を次のように改める。

⑸酸化性物質

「Y540」及び「Y541」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	総質量	外装容器
Y540	2	ガラス製又は陶製容器	0.1ℓ	0.5ℓ	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.1ℓ			
		金属製容器	0.1ℓ			
Y541	3	ガラス製又は陶製容器	0.5ℓ	1ℓ		
		プラスチック製容器	0.5ℓ			
		金属製容器	0.5ℓ			

㈱１）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

２）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

３）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

４）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「Y543」、「Y544」、「Y545」及び「Y546」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
Y543	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		紙袋	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
		ファイバ製容器	0.5kg			
Y544	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	2.5kg	30kg	
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		紙袋	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
		ファイバ製容器	0.5kg			
Y545	3	ガラス製又は陶製容器	1kg	5kg	30kg	
		プラスチック製容器	1kg			
		金属製容器	1kg			
		紙袋	1kg			
		プラスチック袋	1kg			
		ファイバ製容器	1kg			
Y546	3	ガラス製又は陶製容器	1kg	10kg	30kg	
		プラスチック製容器	1kg			
		金属製容器	1kg			
		紙袋	1kg			
		プラスチック袋	1kg			
		ファイバ製容器	1kg			

㈱１）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

２）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

３）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

４）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「550」及び「551」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器
550	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	1A1，1A2，1B1，1B2，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，4A，4B，4D，4F，4C1，4C2，4G，4H1，4H2，4N
		プラスチック製容器	1ℓ		
		金属製容器	1ℓ		
551	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	2.5ℓ	
		プラスチック製容器	2.5ℓ		
		金属製容器	2.5ℓ		

㈱１）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

２）等級が３の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。